

# 令和2年度群馬県内部統制評価報告書

群馬県知事 山本一太は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成した。

## 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

群馬県知事 山本一太は、群馬県の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、群馬県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「群馬県内部統制基本方針」（令和2年3月31日、以下「基本方針」という。）を策定し、当該方針に基づき、「群馬モデル」として内部統制を推進している。

### (1) 知事のリーダーシップ発揮

内内部統制における最高責任者を知事とするとともに、全庁的な内部統制を推進するため、群馬県内部統制推進・評価会議を設置し、議長を知事としている。このことにより、知事が強いリーダーシップを発揮し、内部統制を推進している。

### (2) 内部統制の対象事務

「財務に関する事務」（法定）に加え、「個人情報保護に関する事務」及び「公正な職務の執行を損なうおそれのある働きかけへの対応に関する事務」を対象とすることで、個人情報保護の適切な管理を徹底するとともに、不当な要求により県政が歪められることを強く防止している。

### (3) 専門の弁護士

内部統制の整備及び運用等について、助言・指導をする弁護士を設置し、内部統制の実効力を高めている。

また、群馬県内部統制行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、全庁に共通するリスク（共通リスク）及び対応策を整備するとともに、所属ごとに所属固有のリスク（所属個別リスク）及び対応策を整備することで、内部統制体制の整備を行う。

内部統制推進員である各所属長は、整備したリスクへ対応することで、内部統制の運用を行い、さらに、内部統制責任者である部局長が各部局の実施状況を評価の上、内部統制評価部局に報告することとしている。

令和2年度の評価対象期間においては、知事部局の全164所属が行動計画に基づき取組を実施した。

なお、内部統制は、各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性がある。

## 2 評価手続

令和2年度を評価対象期間とし、令和3年3月31日を評価基準日として、ガイドライン及び基本方針に基づき、内部統制の評価を実施した。

## 3 評価結果

評価対象期間中に「財務に関する事務」における運用上の重大な不備が2件、「個人情報保護に関する事務」における運用上の重大な不備が3件、計5件の重大な不備が発生した。なお、「公正な職務の執行を損なうおそれのある働きかけへの対応に関する事務」における重大な不備はなかった。

発生した重大な不備については、既に対応策を整備し、リスクマネジメントの強化につなげていることから、内部統制は概ね有効に運用されていたと判断した。

## 4 不備の是正に関する事項

当該運用上の重大な不備に対しては、内部統制弁護士による聞き取り調査や改善に向けたアドバイスを受けるとともに、該当所属における再発防止に向けた対策の実施、及び全庁的な注意喚起などの対応を行った。

また、今後も同様の不備が発生することのないよう、全庁的な情報の共有や研修の実施などに取り組む。

令和3年7月19日 群馬県知事 山本 一太

# 令和2年度群馬県内部統制評価報告書【附属資料】

## I 全庁的な内部統制に関する事項

### 1 評価結果

全庁的な内部統制について、評価基準日（令和3年3月31日）時点における有効性について評価を行った。

内部統制の基本的要素である「統制環境」「リスクの評価と対応」「統制活動」「情報と伝達」「モニタリング」「ICTへの対応」について、それぞれ適切な取組がなされているため、内部統制はおおむね有効であると判断した。

### 2 取組状況

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省公表）」で示している「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的な考え方及び評価項目」に基づき、内部統制の6つの基本的要素別に区分した「全庁的な内部統制」の取組状況は次のとおりである。

#### （1）統制環境

内部統制に関する基本的な考え方、目的及び方向性を定めた基本方針等により、知事の姿勢表明を行っている。知事のリーダーシップのもと、内部統制を推進する体制として、知事を議長とする内部統制推進・評価会議を開催するとともに、機会をとらえ県行政における誠実性と倫理観の重要性について、知事の考えを全庁的に共有している。

#### （2）リスクの評価と対応

基本方針及び行動計画等により、制度目的と方向性、リスクの識別・評価から対応までの具体的なプロセス等を明示するなど、制度の適正な運用に向けた取組が実施されている。

また、本県において重大な不備が発生した場合や、他の団体において不祥事例が発生した場合は、コンプライアンスの徹底について速やかに全庁的な注意喚起を行うなど、適切な対応策をとっている。

### **(3) 統制活動**

行動計画に基づき全所属が実施計画書及び実施結果報告書を作成し、内部統制推進部局及び評価部局に提出したほか、整備状況や運用状況に不備があった場合は該当所属において再発防止策の検討及び措置がされており、基本方針等に沿った統制活動が行われている。

### **(4) 情報と伝達**

各規程等を整備し、正確な情報の入手及び作成に努めるとともに、定期的な庁内連絡会議の開催や、県庁イントラネット等の環境整備などより、組織内での情報の伝達・共有に向けた取組や、入手した情報を適切に管理するための取組が実施されている。

### **(5) モニタリング**

行動計画に基づき、各所属における業務レベルの内部統制の整備・運用状況については、中間評価及び年間評価により定期的な自己評価を行うとともに、内部統制評価部局による独立的評価を行っている。

また、必要に応じて聞き取り調査を実施する、通年で内部統制弁護士へ助言・指導を仰ぐ体制を整備するなど、日常的なモニタリングを適切に実施している。

### **(6) ICT への対応**

県が所有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための基本的な方針及び基準を定めた「情報通信技術の利用における安全性及び信頼性の確保に関する基本要綱」（情報セキュリティポリシー）に基づき、情報セキュリティ監査や情報資産目録の整備など、ICT 環境の統制に向けた取組を適切に実施している。

## II 業務レベルの内部統制に関する事項

### 1 評価結果

評価基準日（令和3年3月31日）時点における内部統制の有効性について評価を行ったところ、運用上の「重大な不備」が5件確認されたものの、再発防止に向けた対策もされており、所属において適正な整備、運用が図られていることから、内部統制はおおむね有効に整備、運用されていると判断した。

### 2 取組状況

「群馬県内部統制行動計画」に基づき、内部統制推進員である各所属長が中心となり、内部統制体制の整備及び運用を行い、内部統制を実施した。

#### (1) 実施所属

164 所属

①本庁 71 所属

②地域機関等 93 所属

部局名	所属数	
	①本庁	②地域・専門機関
知事戦略部	6	1
総務部	10	15
地域創生部	5	6
生活こども部	5	6
健康福祉部	9	18
環境森林部	8	10
農政部	7	14
産業経済部	7	8
県土整備部	13	15
会計局	1	0
計	71	93

#### (2) リスク

①共通リスク：推進部局において整備した全庁に共通するリスク

②所属個別リスク：所属特有のリスクであり、各所属が必要に応じて整備したリスク

分類	①共通リスク	②所属個別リスク
財務	47	101
個人情報保護	8	23
職務に関する働きかけ	6	2
計	61	126

### 3 内部統制の整備状況

#### (1) 整備状況とは

リスク対応策が業務の中で明確に位置づけられ、職員に浸透しているか。

#### (2) 整備上の不備とは

- ・内部統制が存在しない
- ・規定されている方針及び手続では内部統制の目的を十分に果たすことができない
- ・規定されている方針及び手続が適切に適用されていない など

#### (3) 不備の発生状況

評価期間内において、29件の整備上の不備が把握されたが、全ての不備について是正措置を講じた。

発生要因については、リスク対応策はすでに存在しているが、業務の中で明確に位置づけられていなかったものが多数を占めている。

例えば、切手等の現品照合を毎日行うことが徹底されていなかった、個人情報記載された書類を机の上に置いたまま帰宅するなど、内部統制制度の導入によりリスクが共有されたことにより、リスクが認識・再認識され、不備が明るみに出たものと考えられる。

また、整備上の不備があったことにより、運用上の不備を惹起したものが計10件確認された。

#### ① 部局別

部局名	対象リスク数			不備のあった件数		
	共通 リスク	個別 リスク	合計	共通 リスク	個別 リスク	合計
知事戦略部	321	10	331	1	0	1
総務部	1,258	62	1,320	0	0	0
地域創生部	561	4	565	2	0	2
生活こども部	574	12	586	1	1	2
健康福祉部	1,397	7	1,404	9	1	10
環境森林部	1,002	3	1,005	8	0	8
農政部	1,034	5	1,039	1	0	1
産業経済部	761	6	767	3	0	3
県土整備部	1,476	8	1,484	1	1	2
会計局	39	9	48	0	0	0
計	8,423	126	8,549	26	3	29

## ② 分類別

分類	不備のあった件数		
	共通リスク	所属個別リスク	合計
財務	24	2	26
個人情報保護	2	1	3
職務に関する働きかけ	0	0	0
計	26	3	29

### (4) 整備上の「重大な不備」

内部統制の不備のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、県・県民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いもの。

評価期間内において、該当するものはなかった。

## 4 内部統制の運用状況

### (1) 運用状況とは

事務ミスや法令違反等などの不祥事が発生したか否か。

### (2) 運用上の不備とは

整備段階で意図したように内部統制の効果が得られず、結果として不適切な事項が発生したこと。

### (3) 不備の発生状況

評価期間内において、69件の運用上の不備が発生したが、全ての不備について是正措置を講じた。

発生要因については、チェック体制（確認不足、ケアレスミス）の不備を起因とするものが最も多かった。うち、会計年度任用職員の報酬、通勤手当、費弁旅費等支払額の誤りが16件を占めている。

#### ① 部局別

部局名	対象リスク数			不備のあった件数		
	共通リスク	個別リスク	合計	共通リスク	個別リスク	合計
知事戦略部	321	10	331	0	0	0
総務部	1,258	62	1,320	8	1	9
地域創生部	561	4	565	4	0	4
生活こども部	574	12	586	7	1	8
健康福祉部	1,397	7	1,404	14	1	15
環境森林部	1,002	3	1,005	6	0	6
農政部	1,034	5	1,039	9	0	9
産業経済部	761	6	767	4	0	4
県土整備部	1,476	8	1,484	12	2	14
会計局	39	9	48	0	0	0
計	8,423	126	8,549	64	5	69



## ② 分類別

分類	不備のあった件数		
	共通リスク	所属個別リスク	合計
財務	57	4	61
個人情報保護	7	1	8
職務に関する働きかけ	0	0	0
計	64	5	69

### (4) 運用上の「重大な不備」

内部統制の不備のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、県・県民に対し大きな経済的・社会的な不利益を実際に生じさせたもの。

評価期間内において、「財務に関する事務」で2件、「個人情報保護に関する事務で3件」、計5件の重大な不備が発生した。内容は次のとおり。

#### ①財務に関する事務（2件）

##### 【発生部局】環境森林部

リスク内容	不備の内容	改善・是正
予定価格等の業者等への漏洩	<ul style="list-style-type: none"> <li>指名競争入札において、電子入札システムにより、本来は金額が記載されない設計図書を開示すべきところ、誤って金額が記載された設計図書を開示した。</li> <li>落札業者からの情報により発覚し、当該入札を無効とし、再入札を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札関係書類の公表前に必ず複数の職員による内容確認等を徹底するとともに、<u>チェックリストを作成し、起案に添付することとした。</u></li> <li>システムにより作成した設計図書を<u>ファイル出力する際、「金額抜き」の場合に、「契約時添付用」の名称が自動的に入るよう構造的な「見える化」を図った。</u></li> <li>総務部長、会計管理者連名の通知を<u>発出し、全庁に注意喚起を行った。</u></li> <li>内部統制担当弁護士がヒアリングを実施し、発生事案の事実関係及び該当所属における原因分析、対応策に不備がないか確認を行った。</li> </ul>

【発生部局】 県土整備部

リスク内容	不備の内容	改善・是正
<p>予定価格等の業者等への漏洩</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般競争入札を予定していた工事について、入札参加資格要件や概算設計金額等の入札情報が、業界新聞の記事となったことから、入札の公平性等が保てないと判断し、当該工事の入札事務を中止した。</li> <li>取材に対し緊張感が希薄となり、機密情報を持ち込んではいけない、公言してはならない等の基本的事項を意識することなく対応したため、情報が漏洩した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県土整備部において「公正入札のための不祥事再発防止調査委員会」を設置し、情報漏洩の原因究明と再発防止策の策定を行った。</li> <li><u>職員の法令遵守意識の徹底及びマスコミ対応について、県土整備部各所属への周知徹底を行った。</u></li> <li>総務部長、会計管理者連名の通知を発出し、<u>全庁に注意喚起を行った。</u></li> <li>内部統制担当弁護士がヒアリングを実施し、発生事案の事実関係及び該当所属における原因分析、対応策に不備がないか確認を行った。</li> </ul>

②個人情報保護に関する事務（3件）

【発生部局】 生活こども部

リスク内容	不備の内容	改善・是正
<p>個人情報の漏えい・紛失等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務上慎重に取り扱うべき極めてプライバシー性の高い個人情報を、第三者（個人メールアドレス）へ誤って送信した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報を含む内容を外部にメール送信する必要がある際には、メールアドレスを十分確認する、<u>送付先を組織のアドレスとする、添付ファイルのパスワードは電話で伝える等の改善を実施した。</u></li> </ul>

**【発生部局】健康福祉部**

リスク内容	不備の内容	改善・是正
個人情報の漏えい・紛失等	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が作成した申込書に記載した提出先FAX番号に誤りがあり、業務上慎重に取り扱うべき極めてプライバシー性の高い個人情報が、第三者（個人宅）へ誤って送信された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文書の作成、施行にあたっては、複数人による内容確認を徹底するなど<u>チェック体制を強化した</u>。</li> <li>総務部長、生活こども部長連名の通知を発出し、<u>全庁に注意喚起を行った</u>。</li> </ul>

**【発生部局】健康福祉部**

リスク内容	不備の内容	改善・是正
個人情報の漏えい・紛失等	<ul style="list-style-type: none"> <li>相手方から示されたFAX番号に誤りがあり、業務上慎重に取り扱うべき極めてプライバシー性の高い個人情報が、第三者（個人宅）へ誤って送信された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>通信手段をFAXから電子メール（パスワード付きファイル）に変更した</u>。</li> </ul>

### III 群馬県独自の取組に関する事項 (個人情報保護に関する事務を除く)

#### 1 職務に関する働きかけに対する対応

##### (1) 目的

「公正な職務の執行を損なうおそれのある働きかけ」についての記録、公表等の取扱いを整備することで、透明性が高く、県民から信頼される県政運営を推進する。

##### (2) 対象者（一定の公職にある者等）

- ① 国会議員
- ② 地方公共団体の議会の議員
- ③ 市町村長及び副市町村長
- ④ ①～③の秘書、親族及び支援する政治団体の役員等
- ⑤ ①～③の元職
- ⑥ 各種団体等の役員
- ⑦ 国家公務員
- ⑧ 群馬県職員であった者

##### (3) 対象行為

一定の公職にある者等が、職員に対し、その職務に関して行う働きかけ（口頭、電話、電子メール等による要望、意見、陳情、提言その他これらに類する行為）のうち、公正な職務の執行を損なうおそれのあるもの（※）。

ただし、公聴会等の公式又は公開の場におけるもの、要望書、陳情書等の書面によるもの、単なる照会・資料請求は対象外。

※公正な職務の執行を損なうおそれのあるもの

- ① 法令や基準等に違反すること
- ② 合理的な理由なく、特定の個人、団体、事業者等に対して有利又は不利な取扱いを要求するもの
- ③ その他公正な職務の執行を損なうおそれのあるもの

#### (4) 内部統制制度における対応

職務に関する働きかけに対する対応を内部統制制度の取組と連動させ、内部統制弁護士へ相談できる体制を整備することで、不当な要求により県政が歪められることを防止する。

課題		対応	
①	働きかけの対応に係る制度が職員に浸透していない	内部統制制度の取組と連動	<ul style="list-style-type: none"> <li>働きかけを<u>内部統制のリスクとして、全所属が対応</u></li> <li>内部統制に関する説明会や研修会において、<u>職員へ周知徹底</u></li> </ul>
②	「働きかけ」の基準が明確でなく、判断が困難であり、躊躇しやすい状況	安心して判断できる体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>判断に迷う場合等に、<u>内部統制弁護士に相談ができる体制を整備</u></li> </ul>
③	どのような働きかけや問合せがあるかのデータの蓄積がない	データの蓄積・分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の公職にある者等からの要望・問合せ状況について、所属からの報告を取りまとめ（※）</li> <li><u>全ての報告内容について、内部統制弁護士に確認</u></li> </ul>

※ 一定の公職にある者等からの要望・問合せ状況

- 対象期間 令和2年5月15日～令和3年3月31日
- 報告方法 下記対象事案について、毎月内部統制推進部局へ報告
- 対象事案 規制対象の働きかけに加え、規制の対象とはならない単なる照会・問合せも含めて幅広く報告を求めた。
- 集計結果 要望・問合せは合計428件あり、「公正な職務の執行を損なうおそれのあるもの」や、その疑いのある事例はなかった。

## 2 専門の弁護士の設置

### (1) 目的

内部統制の整備及び運用等について、助言・指導をする弁護士（4人）を設置し、内部統制の実効力を高める。

### (2) 業務概要

- ① 内部統制の整備への助言  
基本方針の改定、リスクの洗い出し、対応策の作成・見直し、全庁的な推進体制の構築
- ② 内部統制の運用への助言  
リスク発生（事案発生）時における対応策、再発防止策
- ③ 内部統制の評価への助言  
自己評価方法、自己評価結果、内部統制評価報告書の作成・提出・公表
- ④ 内部統制制度推進に対する参画  
内部統制推進・評価会議に参加として参画、職員向け研修会の講師、働きかけへの対応に係る支援、不祥事に関する情報収集・分析
- ⑤ 市町村への支援  
研修会
- ⑥ その他内部統制の整備・運用への助言

### (3) 令和2年度の活動状況（主なもの）

- 内部統制の整備・運用・評価に関する助言
  - ・ 評価項目、リスク一覧、評価内容等に係る助言（通年）
- 研修会講師
  - ・ 管理職向け説明動画の撮影、配信（5月～6月）
  - ・ 管理職向け説明会講師（7月～9月）
  - ・ 事務担当者研修講師（10月）
  - ・ 市町村支援（都市監査委員事務局研修会講師、11月）
- 個別事案への対応
  - ・ 個別事案に係る相談への助言、ヒアリング調査（通年）
- 働きかけ
  - ・ 「一定の公職にある者等からの要望・問合せ状況」の報告内容の確認（通年）